

愛知県都市職員共済組合公報発行規程

○ 愛知県都市職員共済組合公報発行規程

(昭和 37 年 12 月 1 日)
(昭和 37 年規程第 1 号)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、愛知県都市職員共済組合公報（以下「公報」という。）の発行及び登載等について必要な事項を定めるものとする。

(発行の期日)

第 2 条 公報は必要に応じ発行する。

(登載事項)

第 3 条 公報には、定款、規則、規程、公告、その他理事長が必要と認める事項を登載する。

(委任)

第 4 条 この規程の実施について必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、昭和37年12月1日から施行する。